

スギホールディングス株式会社と連携した流通備蓄を開始します！

横浜市では、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築に向けた一環として、避難所等の環境改善や物資支援の充実等に向けた取り組みを進めています。

このたび、スギホールディングス株式会社（以下「スギ HD」という。）と「官民連携による災害時備蓄品のローリングストック（流通備蓄）運用規定に関する覚書」を締結し、連携した流通備蓄を開始することとなりました。

平時は本市施設において、流通している商品を保管するとともに、スギ HD による定期入替を実施し、発災時には本市備蓄品として、地域防災拠点等への物資供給を行います。

また、スギ HD とは今回の流通備蓄以外にも、災害時における生活用品等の供給協力に関する協定を締結しており、被災者支援につながる取組について、幅広く連携していきます。



1 締結日

令和7年4月23日（水）

2 覚書の概要

- (1) 対象流通商品の本市施設での保管及び定期入替
- (2) 災害時の対象流通商品を活用した地域防災拠点等への物資供給

↑締結式の様子

左：花井 はない 取締役開発本部長
右：平中 ひらなか 危機管理監

3 流通備蓄対象品目

品目	子ども用おむつ	高齢者用おむつ	生理用品	口腔洗浄液	トイレパック
数量	約 22,000 枚	約 10,000 枚	約 52,000 枚	約 306 リットル	約 2,000 個

4 添付資料

官民連携による災害時備蓄品のローリングストック（流通備蓄）運用規定に関する覚書

（参考）スギホールディングス株式会社 代表取締役社長：杉浦 克典

所在地：愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1

【スギ薬局グループの取り組みの全体像であり、基幹となる「トータルヘルスケア戦略」とは】

健康・医療というキーワードでお客様・患者様がどの健康状態であっても支援させていただけるよう、リアル店舗と、DX を駆使したシームレスに活用できるプラットフォームによって、最適な商品・サービスを、一人ひとりの状態に合わせて提供できるヘルスケアネットワークの構築をめざしております。

今回の官民連携によるローリングストックは、当社としては、地域の社会的責任を実践し、地域のドラッグストアとして推進していくものです。

お問合せ先

総務局地域防災課避難等支援担当課長 田中 薫 Tel 045-671-4360



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



官民連携による災害時備蓄品のローリングストック（流通備蓄）
運用規定に関する覚書

（主旨）

第1条 横浜市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、本覚書に基づき、災害時に商品（生活関連物資。以下「商品」という。）を円滑に避難所等へ届けるため、甲の管理する備蓄場所（以下「備蓄庫」という。）に、乙の商品を設置するものとする。

（商品の選定等）

第2条 商品の選定及び今後の商品の増減、品目見直し等については、甲乙協議の上決定するものとし、商品を設置した際は「商品（生活関連物資）設置確認書」（様式1号。以下「確認書」という。）を甲乙で2通作成し、各自1通を保管するものとする。

2 商品の選定及び商品の増減、品目見直し等については、設置の原則3か月前までに、甲乙協議の上決定するものとする。

（商品の管理）

第3条 商品を備蓄庫に設置した状態から、商品の管理は甲が行うものとし、破損や盗難などの欠損は甲の責任範囲とする。

2 災害が発生しなかった場合、乙は備蓄庫に設置してから原則1年で商品を入れ替えるローリングストックを実施する。

3 乙の商品棚卸実施に合わせて、甲が管理する商品に関して、現地調査により棚卸を実施する。

4 備蓄庫の施錠及び鍵の管理は、甲が行うものとする。

（商品の運搬に関する費用負担）

第4条 乙が備蓄庫へ商品を運搬する費用は、乙が負担するものとする。

2 災害時に備蓄庫から避難所等へ運搬する費用は、甲が負担するものとする。

3 平時の商品管理及び災害時の避難所等への運搬にあたっては、甲乙相互に協力を求めることができる。

（商品の使用に関する費用負担）

第5条 災害時に商品を使用した場合の費用負担は、別に定める「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」（令和6年10月15日締結）に準ずるものとする。

2 災害時に商品を使用した場合は、甲は「商品（生活関連物資）使用報告書」（様式第2号）を乙に提出するものとし、乙は現地調査のもと確認書と照査した差分を甲が使用したものとみ

なし、甲に費用を請求するものとする。

3 請求書は、甲が定めたものを使用する。

4 支払いについては、乙からの請求に基づき、甲は適法に支払うものとする。

(物資の有効利用)

第6条 災害時に甲以外の自治体が被災し、物資の供給要請があつた場合、甲乙協議の上、本覚書における物資を被災自治体に流用するものとする。

2 乙は前項により商品を使用する又は使用した場合は、「商品（生活関連物資）流用報告書」（様式第3号）により甲に通知するものとする。

3 乙は流用した物資については、相応の期間に補充するものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、締結日から効力を発し、甲又は乙が文書をもつて覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保管する。

令和7年4月23日

(甲) 所 在 地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
名 称 横浜市
代表者 職 氏名 横浜市長 山中 竹春

(乙) 所 在 地 愛知県大府市横根町新江62番地の1
名 称 スギホールディングス株式会社
代表者 職 氏名 代表取締役社長 杉浦 克典

商品（生活関連物資）設置確認書

スギホールディングス株式会社 担当者 印

横浜市総務局地域防災課 担当者 印

災害時における商品（生活関連物資）を次のとおり設置（備蓄）します。

設置日： 年 月 日

設置場所：住所

（ ）

※具体的な場所を明記（施設名、倉庫ナンバー、階数など）

商品明細

品 名	規 格	数 量	引渡場所	備考

設置金額合計 円（税抜き）

様式2号（第5条関係）

年 月 日

商品（生活関連物資）使用報告書

スギホールディングス株式会社 殿

横浜市長

災害時において商品（生活関連物資）を次のとおり使用しました。

年 月 日 時 点

品名	規格	数量	金額

使用金額合計 円 (税抜き)

商品（生活関連物資）流用報告書

横浜市長 殿

スギホールディングス株式会社

横浜市外での災害発生に伴い、商品（生活関連物資）を次のとおり流用しました。

年 月 日時点

品 名	規 格	数 量	金額

使用金額合計 円（税抜き）

※流用先

都・道・府・県	市・区・町・村
---------	---------